



令和8年度

製材 J A S 認証取得支援事業

静岡県経済産業部 森林・林業局 林業振興課

1 事業目的

県内の製材工場等に対し、製材 J A S の新規認証または品目等追加認証取得に要する経費の一部を支援し、県産材 J A S 製品の供給体制を強化する。

2 補助対象者

県内の工場等において、J A S 認証を取得し、静岡県産材証明制度により産地を証明された J A S 製材品を出荷しようとする事業者

3 補助率 1 / 2 以内 (補助額上限 60 万円)

4 補助対象となる J A S 区分等

タイプ	区分		品目	樹種	
A、B	構造用製材	目視等級区分 構造用製材	構造用製材	スギ、ヒノキ	
			人工乾燥処理構造用製材		
			天然乾燥処理構造用製材		
	機械等級区分構造用製材				
	造作用製材		造作用製材		
			人工乾燥処理造作用製材		
			天然乾燥処理造作用製材		
	下地用製材		下地用製材		
			人工乾燥処理下地用製材		
			天然乾燥処理下地用製材		
	枠組壁工法構造用製材		枠組壁工法構造用製材		
			人工乾燥枠組壁工法構造用製材		
MSR 枠組材 (Aタイプのみ)					

5 補助対象経費

補助対象経費	内容
認証手数料	以下の J A S 認証を取得するために必要な手数料 ○新規取得 ○品目・区分の追加 ○認証事項の変更 (樹種、形状の追加に限る)
製品検査料	J A S 認証取得に必要な検査に係る経費 (検査員旅費等を含む)
公的試験機関事前試験費	J A S 認証取得検査に先立ち提出するデータ取得に係る経費

(注) 各補助対象経費には消費税を含まないものとします。

6 交付申請

- ・補助金の交付を受けようとする事業者は、5に掲げる経費が発生する行為を開始しようとする日の2週間前までに交付申請書を県庁林業振興課に提出してください。
- ・交付申請書や添付書類については、「林業関係事業補助金交付要綱」及び「製材JAS認証取得支援事業実施要領」をご覧ください。

申請書の様式等は、県公式ホームページ（林業振興課ホームページ）からダウンロードできます。



林業振興課
HPへリンク

7 交付の条件

当該事業で取得した認証は、やむを得ない事情による場合を除き、取得後5年間は維持すること。

8 留意事項

(1) 事業の執行について

- ・令和8年度中に認証を取得し、認証手数料等を精算した上で、事業完了後の日から15日以内又は令和9年4月5日のいずれか早い日までに実績報告書を県庁林業振興課に提出してください。
- ・認証機関である一般社団法人全国木材検査・研究協会（以下、「全木検」という。）の認証審査会は、年4回（6、9、12、3月）です。年度内に認証取得するためには、遅くとも12月の審査会に間に合うように認証申請する必要があります。
- ・また、全木検への認証申請の前に、公的試験機関事前試験や2か月間の製造管理データの整備が必要になります。このため、計画的な取得スケジュールを立てた上で、申請をしてください。

(2) 資格者の事前配置について

- ・認証取得には、資格者等養成研修を受講し、登録認証機関に登録された資格者（品質管理担当、格付担当）の配置が必要です。
- ・また、人工乾燥処理製材の認証を受けるためには、木材乾燥士または針葉樹製材乾燥技術者の配置が必要です。
- ・この補助事業の実施前に、資格者の配置を完了させておいてください。

(3) お問合せ・補助金申請先について

【JAS認証制度に関するお問合せ先】

静岡県木材協同組合連合会

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6（県庁西館9階）

電話：054-252-3168 FAX：054-251-3483

E-mail：s-mokuren@s-mokuren.com

【当補助金に関するお問合せ・申請先】

静岡県経済産業部 森林・林業局 林業振興課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6（県庁東館13階）

電話：054-221-2691 E-mail：rinshin@pref.shizuoka.lg.jp